

# 国立大学法人東京外国語大学南アジア 研究センター規程

〔平成27年3月10日〕  
規則第5号

改正 平成28年3月25日規則第58号

令和4年3月22日規則第27号

## (設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学組織規則第24条第1項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、東京外国語大学南アジア研究センター（以下「センター」という。）を置く。

## (目的)

第2条 センターは、学内外の組織・機関と連携しつつ南アジアに関する総合的な研究を推進することを通じて、日本における南アジア地域研究の拠点となることを目的とする。

## (業務)

第3条 センターは、南アジア地域に関する次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究に関すること
- (2) 教育に関すること
- (3) 学内外の組織・機関との連携に関すること
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な業務

## (組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター教員
- (4) その他必要な職員

## (センター長)

第5条 センター長は、学長が本学の専任教員のうちから指名する。

- 2 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該センター長を指名した学長の任期を超えることはできない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐してセンターの業務を掌理し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

- 2 副センター長は、本学専任教員のうちからセンター長による推薦を得て、学長が指名する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えることはできない。

4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。  
(センター教員)

第7条 センター教員は、本学の教員のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が指名する。

2 前項に掲げるセンター教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 センター教員は、センターの業務を処理する。  
(研究員等)

第8条 センターに、次の研究員等を置くことができる。

(1) 特別研究員

(2) センターフェロー

(センター委員会)

第9条 センターに、第3条に掲げる業務の円滑な運営を図るため、南アジア研究センター委員会(以下「委員会」という)を置く。

2 委員会は、センター長、副センター長ならびにセンター教員をもって組織する。

3 委員会は、センター長が招集し、その議長となる。

4 委員会には、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

5 委員会は、センターに関する次の事項を審議する。

(1) 管理運営に関する重要事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) センターに関する規定の制定および改廃に関する事項

(4) その他管理運営に関する重要事項

(庶務)

第10条 センターに関する庶務は、研究協力課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営管理に関し必要な事項は、委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2. この規程の施行後最初に指名された第7条に規定されるセンター教員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。